

〔報告〕 文化財等の災害対策をめぐる地域体制整備の現状について

吉原 大志

1. はじめに

本稿は、文化財等の災害対策をめぐる体制整備をめぐる、現在、各地であらわれているいくつかの事例を概観することを通じて、今後の災害対策のあり方について展望するための基礎としようとするものである。その際、阪神・淡路大震災から東日本大震災にかけて見られた、被災文化財等保全活動の対象の広がり、それに即した活動の担い手の広がりを意識し、自治体や資料所蔵機関、ボランティア団体間の連携を基礎付ける協定等の制度づくりの面に特に注目することとする。

2. 被災文化財等保全活動の対象と担い手の広がり

2-1. 阪神・淡路大震災から東日本大震災にかけて

災害によって被災した文化財等を保全する取り組みは、日本においては1992年の草加市の焼損文書の保全などいくつかの事例があるが¹⁾、多様な専門機関や個人が協力関係を築きながら本格的に組織的な保全活動を大規模に進めたのは、1995年に発生した阪神・淡路大震災が嚆矢とされている。このときの活動の担い手として、ボランティア団体である地元 NGO 救援連絡会議文化情報部（地元 NGO と略記）、関西の歴史系学会によって構成された歴史資料保全情報ネットワーク（現・歴史資料ネットワーク。史料ネットと略記）、文化庁の呼びかけによって専門機関から構成された「阪神・淡路大震災被災文化財等救援委員会」（救援委員会と略記）の3つが挙げられる²⁾³⁾。

地元 NGO は、個人の蔵書や生活の記録に関わるもの、地域のミニコミ誌等を保全対象とし、史料ネットは古文書をはじめとした、主に近世から近現代にかけての民間所在の地域歴史資料を対象に活動を展開した。

これに対し、救援委員会は、当時文化庁の施設等機関であった国立美術館・博物館・文化財研究所のほか、全国美術館会議、古文化財科学研究会（現・文化財保存修復学会）、日本文化財科学会、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会によって構成され、その専門性に即した保全活動を行った。そこでは、館蔵資料のほかに寺院や個人所蔵の資料など、指定文化財以外の動産文化財も保全の対象となった。こうした指定文化財以外をも広く含むものとして「文化財等」という名称が用いられているのは、このような保全対象の設定のしかたと関わっている。

以上のように史料ネットが民間所在のものを中心に保全し、救援委員会は館蔵資料のみならず寺院や個人が所蔵するものを中心に保全活動を進めた。このときの活動がきっかけとなり、その後、日本列島で続発する自然災害に際しては、同様の取り組みが進められることが多い。その意味で、被災文化財等の保全活動の本格的な始まりとして、阪神・淡路大震災当時の活動を位置付けることができるだろう。本稿では、保全活動の対象と担い手に注目することから、救援委員会が国立機関以外には4つの構成団体によって成り立っていたことと、総体として民間所在の歴史資料のほか、美術工芸品等を保全対象としていたことを確認しておくにとどめる

こととする。

阪神・淡路大震災以後、日本列島各地では地震・水害が続発するが、そのことについては次節にて概観することとして、阪神・淡路大震災の後に、再び被災文化財等救援委員会が組織されたのは、2011年に発生した東日本大震災のときである。このときの保全活動は、全国的にあらゆる分野を超えて取り組まれたことから、本稿がそのすべてを取り上げることは困難である。そこで、ここでは、救援委員会の構成団体を手がかりに、保全対象の広がりを確認する⁴⁾⁵⁾。

「東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会」は、文化庁からの要請を受けた国立文化財機構が主導的役割を担い、東京文化財研究所に事務局を置き（2012年度は東京国立博物館と共同）、2013年度いっぱい解散した。その構成団体は、以下の通り14団体にのぼる。

独立行政法人国立文化財機構
独立行政法人国立美術館
独立行政法人国立科学博物館
大学共同利用機関法人人間文化研究機構
国立国会図書館
財団法人日本博物館協会
一般社団法人文化財保存修復学会
全国大学博物館学講座協議会
全国美術館会議
全国歴史資料保存利用機関連絡協議会
日本文化財科学会
全国科学博物館協議会
歴史資料ネットワーク
NPO 法人宮城歴史資料保全ネットワーク

これら構成団体が、それぞれの専門性を活かして活動を行ったことで、その保全対象は、地域の歴史資料や美術工芸品のみならず、標本資料をはじめとした自然史資料や、図書館資料等を含む広範なものとなった。また、救援委員会の枠外においても、写真や映像資料を残すボランティアの活動や、自治体の公文書等を保全する動きも広がった。東日本大震災を機に、被災文化財等保全活動の対象が大きく広がったと言ったことができるだろう。

それでは、このような対象の広がりが見られた背景に何かあるのだろうか。そのことを考える手がかりのひとつとして、阪神・淡路大震災以後、「文化遺産」という考え方の深まりがあると思われる。内閣府の「災害から文化遺産と地域をまもる検討委員会」（2003年に設置）は、2004年に「地震災害から文化遺産と地域をまもる対策のあり方」との答申を出している。そのなかでは、対象とする文化遺産について「文化遺産は法律で規定されている文化財だけでなく、広い意味で歴史的景観やまちなみ等空間的なものを含めるものとする（中略）地域の核として認識されている文化遺産であれば、それは世界遺産、国宝などに限定する必要はない」として、災害から保全されるべき対象を、必ずしも指定文化財に限定しないスタンスを取っている⁶⁾。すでに奥村弘が指摘する通り、災害時に保全する対象を、指定文化財よりさらに広い範囲で捉えた点に、この答申の画期性がある⁷⁾。

さらにこのような捉え方は、このときの答申だけではない。文化庁の文化審議会文化財分科会企画調査会が2007年に出した報告書のなかでは、「文化遺産」という考え方の広がりについて言及している。それによると、「指定文化財を含む、歴史的な価値を持つ文化的所産を指すものとして、文化遺産という文言が用いられることが多い。しかし、文化財保護法に規定されてい

る本来の文化財とは、指定などの措置がとられているか否かにかかわらず、歴史上又は芸術上などの価値が高い、あるいは人々の生活の理解のために必要なすべての文化的所産を指す」として、文化財保護法で規定されている対象を、指定の有無にかかわらず、広く「文化遺産」と捉えている⁸⁾。

ここまで見てきたような、阪神・淡路大震災から東日本大震災にかけての災害時に保全する対象の広がりには、以上のような「文化遺産」という、幅広く対象を捉える考え方の定着を抜きにしては理解できないことと言えるだろう。

そして以上のような考え方のひとつの成果として、『『地域歴史遺産』の保全・継承に向けての神戸宣言』が挙げられる⁹⁾。これは、史料ネット設立20年を機に、2015年2月14日・15日に開催された「全国史料ネット研究交流集会」において採択されたものである。そのなかでは、基本的な考え方として、「歴史文化に関わる多様な分野の専門家と地域の歴史文化の多様な担い手が、ともに手を取りあって、文化財等の保存・継承活動を一層強めていきます」と述べている通り、「文化財等の保存・継承活動」の担い手の多様性を前提に据えている。同宣言では、それに続き、専門家の役割、市民の役割、政府、地方公共団体および大学等の役割へと言及している。ここに見られるように、「文化財等の保存・継承活動」の担い手を幅広く捉える見方が、着実に広がりを見せており、そのときの視角として「文化遺産」や「地域歴史遺産」という用語が用いられていることがわかる。

その一方で、阪神・淡路から東日本にかけての16年間、日本列島各地では災害が続発し、そのたびに個別の現場で被災文化財等の保全活動が取り組まれた。そのことについては、節を改めて論じる。

2-2. 資料保全ネットワークの全国的な広がり

阪神・淡路大震災を機に設立された史料ネットは、この震災への対応経験をもとに、その後の大規模自然災害にあたっては、各地への支援活動を継続的に行ってきた。阪神・淡路大震災以後、日本列島各地では、【表1】の通り、地震や水害が続発するが、それに際して史料ネットは、被災地の歴史研究者や資料保存関係者を中心としたネットワーク活動の立ち上げ支援というカタチで、現地への支援を行っている。その結果、【表2】の通り、2015年現在で、全国に20を超えるネットワーク活動が生まれた。本稿では、各地のネットワーク活動を総称して、便宜的に「資料保全ネットワーク」と呼ぶこととする。

また、【表2】からは次のようなことが明らかとなる。まず2004年を画期として、福井や宮崎(2005年)、和歌山(2011年)など水害への対応を目的とした活動が立ち上がった。この年には神戸の史料ネットも初めて本格的な水害対応を始めている。また東日本大震災以前には、岡山、山形、福島、千葉など、設立時に災害がまだ発生していない地域において予防的に資料保全ネットワークを立ち上げている地域があらわれている。

そして東日本大震災を直接のきっかけにして、茨城、長野県栄村、岩手などで新規に立ち上げがなされるが、それ以後、千葉や三重、神奈川、静岡、徳島、鹿児島など、予防的な立ち上げや改組が続いているのが現状である。

こうした東日本大震災を契機とした動きは、次章で見るような、各地域における体制整備の構築についても同様であり、かかる資料保全ネットワークとの関わりが重要な意味を持っている面がある。今後の文化財等の災害対策を考える際には、上記のようなネットワーク活動の全国的な広がりには、無視できないものと言ってよいだろう。

表1 阪神・淡路大震災以後の主な災害

1995年	1月17日	兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）
1997年	5月13日	鹿児島県北西部地震
1998年	9月3日	岩手県内陸北部地震
2000年	7月1日～8月18日 10月6日	新島・神津島・三宅島近海で地震 約1ヶ月後三宅島噴火 鳥取県西部地震
2001年	3月24日	芸予地震
2003年	5月26日 7月26日 9月26日	三陸南地震 宮城県北部地震 十勝沖地震
2004年	7月 10月 10月23日	新潟・福島豪雨，福井豪雨 台風23号豪雨 新潟県中越地震
2005年	3月20日 8月16日	福岡県西方沖地震 宮城県南部地震
2006年	7月	7月豪雨
2007年	3月25日 7月16日	能登半島地震 新潟県中越沖地震
2008年	6月14日 7月24日 8月	岩手・宮城内陸地震 岩手県沿岸北部地震 8月末豪雨
2009年	8月	台風9号豪雨
2010年	10月	奄美豪雨
2011年	3月11日 3月12日 8月～9月	東北地方太平洋沖地震（東日本大震災） 長野県北部地震 台風12号豪雨（紀伊半島水害）
2012年	7月	九州北部豪雨
2013年	7月 9月	島根・山口豪雨 台風18号豪雨
2014年	8月	8月豪雨
2015年	9月	関東・東北豪雨

奥村弘『大震災と歴史資料保存』（吉川弘文館，2012年）に加筆

3. 体制整備の具体的事例

3-1. 広域連携

以下、各地の体制整備の具体的事例についてまとめていくこととしたい。まずは、ここまで述べてきたような、保全対象と担い手の広がりという現状を踏まえ、広域的な連携事例から見ることとする。

最初に取り上げるのは、全国都道府県・指定都市文化・文化財行政主管課長協議会の中国四国ブロック課長部会による申し合わせ「中国・四国地方における被災文化財等の保護に向けた相互支援計画」である¹⁰⁾。

この支援計画は、中国・四国地方の9県、および岡山市、広島市の2市をあわせた11県市の間で2013年に結ばれたものである。

表2 各地の資料保全ネットワーク

名称	設立経緯
歴史資料ネットワーク	1995年1月阪神・淡路大震災
山陰歴史資料ネットワーク	2000年10月鳥取県西部地震 旧称・鳥取県西部地震(山陰中部地震)被災史料救出ネットワーク
芸予地震被災資料救出ネットワーク愛媛	2001年3月芸予地震
広島歴史資料ネットワーク	2001年3月芸予地震
資料ネットやまぐち	2001年3月芸予地震
NPO法人宮城歴史資料保全ネットワーク	2003年7月宮城県北部地震 2007年NPO法人化
福井史料ネットワーク	2004年7月福井水害
新潟歴史資料救済ネットワーク	2004年7月新潟県中越地震
宮崎歴史資料ネットワーク	2005年8月台風14号
岡山史料ネット	予防ネットとして設立(2005年)
山形文化遺産防災ネットワーク	予防ネットとして設立(2008年)
ふくしま歴史資料保存ネットワーク	2006年に予防ネットとして「ふくしま文化遺産保存ネットワーク」発足, 2010年11月に「ふくしま歴史資料保存ネットワーク」に移行
千葉歴史・自然資料救済ネットワーク	2004年の九十九里いわし博物館爆発事故を契機に2009年に「千葉文化財救済ネットワークシステム」組織, 東日本大震災を契機に2012年3月に予防ネットとして「千葉歴史・自然資料救済ネットワーク」設立
茨城文化財・歴史資料救済・保存ネットワーク	2011年3月東日本大震災
地域史料保全有志の会(長野県栄村)	2011年3月長野県北部地震
岩手歴史民俗ネットワーク	2011年3月東日本大震災
歴史的・文化的資産保存活用連携ネットワーク(三重県)	2011年6月に県・市町の行政機関により設立
神奈川地域資料保全ネットワーク	東日本大震災を契機に2011年7月に予防ネットとして「神奈川歴史資料保全ネットワーク」設立, 2014年8月に「神奈川地域資料保全ネットワーク」に改称
歴史資料保全ネット・わかやま	2011年台風12号(紀伊半島豪雨)
静岡県文化財等救済ネットワーク	2012年3月に静岡県教育委員会により設立
歴史資料保全ネットワーク・徳島	予防ネットとして設立(2012年)
鹿児島歴史資料防災ネットワーク(準備会)	予防ネットとして設立(2013年)

吉川圭太「データ編」(奥村弘編『歴史文化を大災害から守る』東京大学出版会, 2014年)をもとに作成

まず保全の対象について, 文化財保護法, 展覧会における美術品損害の補償に関する法律, 博物館法, 図書館法, 公文書館法の規定をもとに定めており, 実質的に包括的な保全対象の設定となっている。

そして注目しておきたいのが, 支援の体制である。この計画においては, 中国・四国地方の9県による災害支援協定で定められたカウンターパート制が採用されている。これによって,

被災縣市と支援縣市との関係が自ずと定まることとなり、相互支援の体制づくりの基盤となる計画であると言えよう。

具体的な支援内容としては、レスキュー活動における動産文化財の救出や応急処置、支援縣市からの一時保管施設の提供などが想定されている。また、それに備えた日常的な情報共有を進めることも記されている。

東日本大震災を経て、被災文化財等の保全活動は、災害時の支援活動のひとつとして、少しずつではあるが、社会のなかに定着しつつある。そのなかで、この支援計画においては、カウンターパート制をとることで、支援と受援との関係を視野に入れた広域連携の事例として、注目すべきものであると考える。

3-2. 地域ブロック間の連携

上記の中国・四国地方の事例からは、どのような相互関係のなかで支援を進めていくかについての示唆が得られる。これに対し、千葉県博物館協会（以下、千葉県博協と略記）が構想する「千葉県博物館資料救済ネットワーク」では、そうした相互関係を県レベルでどのように具体化するかという点で、興味深い事例となっている¹¹⁾。

このネットワークは、東日本大震災時の対応への反省を契機に、千葉県博協に加盟する館・園計79館を中核とする県内博物館のネットワークを通じて、被災博物館の救援に当たる体系構築を目指すものという。この体系のなかで特色があるのが、千葉県内を11の地域ブロックに分けたうえで、相互支援のあり方を構想している点である。

そこでは、県博協のなかで県立博物館を全体を統括する「センター館」として想定し、各ブロックに「中核館」を置くことで、災害発生時の連絡体系を中核館を中心に行うことを想定したものである。支援にあたっては、全体の調整をセンター館が行い、被災ブロックにおける支援の調整を中核館が担うという流れが計画されている。一般的に被災地支援においては、被災地の社会福祉協議会等がボランティアの受け入れや支援現場の調整機能を担うことで、支援の重複や過不足の発生を防ぎ、効率的な支援の実施を図る仕組みがある。このことを踏まえれば、千葉県博協の考える体系は、加盟館のブロック化と、そのなかでの中核館の調整機能によって構成されている点において、県レベルでの相互支援を効率的に進めるにあたっての具体的なイメージを示すものであろう。

また、県レベルでのこのような相互支援の関係の基盤には、地域に所在する資料所蔵機関どうしの、資料の相互貸借やレファレンス業務などの面における日常的な関係が存在するという点にも注意しておきたい。千葉におけるブロック化という発想は、このような近隣所在機関どうしの日常的な関係性の面からも、具体性を持った相互支援関係にもとづいた構想と言うことができるのではないだろうか。

そこで次節においては、近隣類縁機関どうしの連携事例について見ることにしたい。

3-3. 近隣類縁機関の連携

前節で見た千葉の事例は、県博協加盟館どうしの相互支援に関するものであったが、本節においては、県レベルでの連携の具体例として、静岡、和歌山、徳島を取り上げる。これらの事例では、同じく県内機関の連携でありながら、多様なネットワークの結び手によって構成されている点に特徴がある。

2012年に設立された静岡県文化財等救済ネットワーク（静岡ネットと略記）は、静岡県教育委員会文化財保護課に事務局を置き、2015年9月現在で52の機関・団体によって構成された連

絡調整機関である¹²⁾¹³⁾。その内容を見ると、県内の自治体、大学、博物館・美術館、NPOやボランティア団体のほか、いくつかの企業も含まれているところが特色である。

また、静岡の場合、こうした幅広いつながりの内実を支えるのが、個別に運用されているボランティア登録制度である。同県教育委員会では、「静岡県文化財等救済支援員」というボランティアの登録制度を設けている¹⁴⁾。文化財等の取り扱いに専門的な知識と経験を有する者や、県の養成講習会受講者からの申請にもとづき、支援員として登録がなされる。日常的には文化財等の所在確認等を行い、災害発生時には、文化財等の被害調査と県教委への連絡のほか、救出・応急処置などの救済活動に関わる。

このほか、静岡市の「文化財サポーター」制度¹⁵⁾、浜松市の「文化財ボランティア養成講座」¹⁶⁾など、静岡ネットに加盟する自治体が個別に進めるボランティア制度や養成講座があり、それらに対して県内のNPO文化財を守る会が協力を行う例などがある。静岡ネットという大きなネットワークのもとに、個別の自治体やNPOレベルでの活動が積み重なることで、日常的なネットワークの持続につながるものと考えられる。

静岡と同様に、多様なネットワーク構築の事例としては、2014年に設立された和歌山県博物館施設等災害対策連絡会議がある¹⁷⁾¹⁸⁾。県立近代美術館に事務局を置き、設立時の加盟数が71である。その内訳は、県内の自治体や資料所蔵機関、大学、研究機関であり、このなかには、2011年の紀伊半島水害を機に設立された歴史資料保全ネット・わかやまも含まれており、災害発生時の素早い対応が期待される。さらに、民間所在の歴史資料の所在情報を県史編さんの過程で蓄積している県立文書館も加盟しているところからもわかるように、県内の多様な文化財・歴史資料等をカバーする構成となっている。

また、和歌山ではこれとは別に県教委や県立博物館、県立文書館などを中心にして、県内の美術工芸品や歴史資料の調査も進めており、総合的な災害対策の事例として位置付けることが可能であろう。

この和歌山の事例では、同会議に和歌山の資料保全ネットワークが加盟していることを指摘したが、これに近いたちをもつのが、徳島県である。徳島県においても、東日本大震災後、歴史資料保全ネットワーク・徳島（徳島ネットと略記）が設立された。この徳島ネットが初めて災害対応を行ったのが、2014年8月豪雨のときであったが、このときには、県立文書館や県立博物館のほか、被災地の被害状況調査にあたっては、地元教育委員会からの協力があつた。

こうした動きを支えたのが、2014年3月に出された「文化財の防災に関する共同宣言」である¹⁹⁾。この共同宣言は、徳島県文化財保存整備市町村協議会、徳島県博物館協議会、徳島ネットの3者によるもので、「文化財関係ネットワークの構築」「歴史資料基礎情報の整備」「被災文化財対応手法の確立」の推進を内容とするものである。8月豪雨対応の際にも、同協議会に加盟する市町村の場合、当該自治体の文化財担当者と徳島史料ネットとが連絡を密にし、現地での円滑な巡回調査が可能となった。徳島の事例を踏まえると、「文化財の防災に関する共同宣言」のように、歴史文化関係者どうしの連携・協力関係を実効的なものとするための具体的な下支えを設けることが必要となることがわかる。

そのことから最後に、近隣の類縁機関どうしの協力関係を基礎づける制度づくりの例を2つ紹介しておきたい。

千葉県の君津地方においては、木更津市郷土博物館金のすず、袖ヶ浦市郷土博物館、君津市立久留里城址資料館の3館によって構成される君津地方公立博物館協議会がある。同協議会は、2014年に「災害時の資料保全の相互応援に関する覚書」を結んだ²⁰⁾。それによると、災害時の資料に関する情報の共有、応急措置に必要な職員の応援、資機材の提供、施設の提供などが定め

られ、対象となるのは、同協議会加盟館の収蔵資料のほか、その事業に関係する資料となっている。

また、広島県立文書館と広島大学文書館との間では、2011年9月に「災害等の発生に伴う史・資料保護に関する相互協力協定書」が結ばれた²¹⁾。その内容は、人員派遣、物資提供、一時保管、技術的支援について定めており、両館それぞれの収蔵資料のみならず、第三者への支援に対する相互協力についても言及がある。災害時の相互協力に関して、県内の文書館どうしの協定として全国的にも珍しい事例であると思われる。

以上、君津地方と広島県の例では、近隣の類縁機関どうしの、あるいは館種を同じくする機関どうしの連携を基礎付けるものであり、こうした細やかなレベルでの協力関係が、災害時に大きな力を持つのではないだろうか。

おわりに

ここまで本稿では、阪神・淡路大震災以後の、被災文化財等の保全活動の対象と担い手の広がり、近年の文化財等の災害対策に関わる体制づくりの例について述べてきた。特に各地の体制づくりの例からは、歴史文化に関わる機関どうしの幅広いネットワークの構築事例や、近隣に所在する類縁機関どうしの細やかな連携関係の事例など、地域ごとの多様性が見られる。これらの先行事例からは、災害時に保全する対象として特定の文化財・歴史資料を想定するのではなく、むしろ多様な被害を想定しながら、幅広い協力関係を事前に築くという災害対策の手法を読み取ることができよう。本稿第2章で指摘したように、災害時の保全対象と、その担い手が、阪神・淡路大震災以来着実に広がってきたことと、それを具体化する契機としての東日本大震災が背景にあると考えられる。こうした個別の取り組みが、災害が発生した際に、地域の文化財や歴史資料等を保全するための基盤となることが期待される。

しかし、本稿では、主に刊行物やウェブサイト等から入手しうる情報をもとに、いくつかの事例を紹介したものであり、筆者がフォローできていない事例が多くある。また、各地の体制づくりについて、実際の運用レベルに関しては、聞き取り等による具体的な調査が必要となる。その点については、今後の課題としたい。

参考文献

- 1) 廣瀬陸：被災史料の救助実践記―草加市の事例による―、草加市史研究、8（1993）
- 2) 阪神・淡路大震災被災文化財等救援委員会事務局：阪神・淡路大震災被災文化財等救援委員会活動記録、阪神・淡路大震災被災文化財等救援委員会事務局（1999）
- 3) 歴史資料ネットワーク：歴史資料ネットワーク活動報告書、歴史資料ネットワーク（2002）
- 4) 東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会事務局：東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会平成23年度活動報告書、東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会事務局（2012）
- 5) 東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会事務局：東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会平成24年度活動報告書、東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会事務局（2013）
- 6) 災害から文化遺産と地域を守る検討委員会：地震災害から文化遺産と地域をまもる対策のあり方、3（2004）、<http://www.bousai.go.jp/kohou/oshirase/h16/pdf/arikata.pdf>（2015年12月3日確認）
- 7) 奥村弘：なぜ地域歴史資料学を提起するのか、歴史文化を大災害から守る、9（2014）
- 8) 文化審議会文化財分科会企画調査会：文化審議会文化財分科会企画調査会報告書、4（2007）、

<http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/bunkazai/kikaku/h18/hokokusho/pdf/hokokusho.pdf> (2015年12月3日確認)

- 9) 「全国史料ネット研究交流集会」参加者一同：「地域歴史遺産」の保全・継承に向けての神戸宣言 (2015)、<http://siryo-net.jp/info/201502-kobe-declaration/> (2016年1月12日確認)
- 10) 全国都道府県・指定都市文化・文化財行政主管課長協議会の中国四国ブロック課長部会：中国・四国地方における被災文化財等の保護に向けた相互支援計画(2013)、<http://www.pref.okayama.jp/uploaded/attachment/188013.pdf> (2015年12月3日確認)
- 11) 千葉県博物館資料救済体系構築実行委員会：千葉県博物館資料救済ネットワークの構築に向けて (2013)
- 12) 静岡県文化財等救済ネットワーク：静岡県文化財等救済ネットワーク規約 (2012)、<https://www.pref.shizuoka.jp/kyouiku/kk-100/kyuusainetwork/documents/kiyaku.pdf> (2015年12月3日確認)
- 13) 静岡県文化財等救済ネットワーク：静岡県文化財等救済ネットワーク構成団体(2015)、<https://www.pref.shizuoka.jp/kyouiku/kk-100/kyuusainetwork/documents/kouseidantai270902.pdf> (2015年12月3日確認)
- 14) 静岡県教育委員会：静岡県文化財等救済支援員登録制度要綱 (2012)、<https://www.pref.shizuoka.jp/kyouiku/kk-100/documents/tourokuseidoyoukou.pdf> (2015年12月3日確認)
- 15) 静岡新聞、2015年1月13日付記事
- 16) 浜松市文化財課：浜松市文化財情報、71、(2013)
- 17) 浜田拓志：「和歌山県博物館施設等災害対策連絡会議」設立の経過と課題、博物館研究、50(7)、(2015)
- 18) 浜田拓志：和歌山県—「和歌山県博物館施設等災害対策連絡会議」の設置に向けて、東京文化財研究所編『これからの文化財防災—災害への備え』、東京文化財研究所 (2015)
- 19) 下田智隆：「文化財の防災に関する共同宣言」の締結について、史料ネット NewsLetter、76、(2014)
- 20) 布施慶子：君津地方公立博物館協議会「災害時の資料保全の相互応援に関する覚書」について、千葉史学、66、(2015)
- 21) 石田雅春：「災害等の発生に伴う史・資料保護に関する相互協力協定書」の締結について、広島大学文書館紀要、14、(2012)

キーワード：被災文化財等 (cultural properties damaged by disaster)；災害対策 (disaster preparedness)；相互協力 (mutual cooperation)；体制整備 (framework construction)

Overview of Disaster Preparedness for Cultural Properties

Daishi YOSHIHARA

Since the Great Hanshin-Awaji Earthquake, disaster-damaged cultural properties preserved and people who are engaged in their preservation have become diversified. As a result, in recent years, local governments, museums, universities and volunteers have constructed a framework of mutual cooperation in case of disaster. This framework is the foundation of disaster preparedness for cultural properties.